

## 障害児通所支援で不足しているサービスについて

市内で不足しているサービスについての説明資料です。利用が想定される児童の状況や人員・報酬基準等をまとめてありますので開設の参考としてご活用ください。

川越市 療育支援課 療育支援担当



令和4年度集団指導資料(障害児通所支援)

## 不足しているサービスについて

次のサービスが不足しています。  
立ち上げのご検討をお願いします。

### 医療的ケア児が通所できる施設

医療的ケアが可能な事業所を増やしてほしいとの要望が寄せられています。

【医療的ケアが可能な事業所とは】

- ・主たる対象が重症心身障害児の児童発達支援・放課後等デイサービス
- ・看護職員が勤務する児童発達支援・放課後等デイサービス
- ・医療連携体制加算を算定する事業所

### 障害児相談支援事業者

相談支援事業者が増加せず、相談支援専門員が不足しており、利用者の約7割がセルフプランです。

# 重症心身障害児・医ケア児の状況について

令和4年4月1日時点

## 支給決定人数(障害児通所支援)

区分	児童発達支援	放課後等デイサービス
重症心身障害児(注)	5	25
内、医ケアあり	3	15
重症心身障害児以外(医ケアあり)	16	3

(注) 支給決定ベース。重心要件に該当するが、重心施設を利用していない児童はカウント外

## 医療的ケア・重症心身障害児対象事業所の定員数・事業所数

区分	事業所数	定員 計
児童発達支援センター(医ケア・重心)	1	80
児童発達支援(重心対象)	2(注)	10(注)
放課後等デイサービス(重心対象)	2	10

※医療的ケア・重症心身障害児以外の利用者も含めた定員です。

(注)内、1事業所(定員5)は休止中

3

# 主として重症心身障害児を通わせる事業所の 指定基準及び報酬

## 人員基準

嘱託医	各1以上 (常勤要件無)
看護職員	
児童指導員又は保育士	
機能訓練担当職員	
児童発達支援管理責任者	
管理者	1

## 設備基準

指導訓練室 2.47m<sup>2</sup>/人  
相談室 便所  
※定員は **5名** から可能

## 報酬(一部)

※報酬の算定例については別紙1

### 児童発達支援

定員	主たる対象 が重心児	障害児
利用定員5人	2,098単位	定員10人以下 830単位
利用定員6人	1,757単位	
利用定員7人	1,511単位	

### 放課後等デイサービス(授業終了後)

定員	主たる対象 が重心児	障害児
利用定員5人	1,756単位	定員10人以下 612単位
利用定員6人	1,467単位	
利用定員7人	1,263単位	

4

# 医療的ケア児の基本報酬の創設について

令和3年度報酬改定に伴い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬が新設されました。重症心身障害児対象の事業所以外でも看護職員を配置すれば、高い単価を算定することができます。

区分	医療的ケアスコア	単位数※	医療的ケア児:看護職員の配置割合
医療的ケア無し	—	604単位/日	—
医療的ケア区分(Ⅰ)	3点以上	1,271単位/日	3:1
医療的ケア区分(Ⅱ)	16点以上	1,604単位/日	2:1
医療的ケア区分(Ⅲ)	32点以上	2,604単位/日	1:1

※単位数は放課後等デイサービス(3時間以上)10人定員の場合

## 判定スコア

- |  |                               |
|--|-------------------------------|
| (1) レスピレーター管理 = 8                            | (7) IVH = 8                   |
| (2) 気管内挿管、気管切開 = 8                           | (8) 経管(経鼻・胃ろう含む) = 5          |
| (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5                             | (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8              |
| (4) 酸素吸入 = 5                                 | (10) 接続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) = 3 |
| (5) 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8<br>6回/日以上<br>頻回の吸引 = 3 | (11) 継続する透析(腹膜灌流を含む) = 8      |
| (6) ネブライザー6回/日以上または継続使用 = 3                  | (12) 定期導尿(3/日以上) = 5          |
|  | (13) 人工肛門 = 5                 |

5

# 医療的ケアを支援する加算について

## 医療連携体制加算

1事業所当たりごく少人数(月平均3人未満)の医療的ケア児が利用する事業所では、基本報酬では採算が取りづらい場合があります。その場合は、医療連携体制加算が活用できます。

令和3年度から報酬が大幅に拡充されました。少人数・短時間でも算定が可能ですので、加算を活用し、幅広い事業所で医療的ケア児の受入れをお願いいたします。

区分	算定要件(対象者数)					
	医ケア以外	医ケア	時間	1名	2名	3~8名
(Ⅰ)	○		1時間未満	32単位		
(Ⅱ)	○		1時間以上2時間未満	63単位		
(Ⅲ)	○		2時間以上	125単位		
(Ⅳ)		○	4時間未満	800単位	500単位	400単位
(Ⅴ)		○	4時間以上	1,600単位	960単位	800単位

※「医療的ケア児かどうか」、「算定する人数」、「看護を提供する時間」によって単価が異なる。

※看護職員以外が喀痰吸引等を行う場合は上記とは別の加算となる。(500単位又は100単位)

6

# 障害児相談支援について

## 概要

障害児相談支援とは、障害児又は保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の内容等を記載した「障害児利用計画案」等を作成する業務を行うもの。

令和4年4月1日時点

支給決定者数	1,036
内計画作成あり	304
内セルフプラン	732

**約7割**がセルフプラン

相談支援事業所・  
相談支援専門員の不足

### 人員基準

相談支援専門員 1以上

### 設備基準

受付・相談室

### 報酬

計画作成 1,692単位/回

モニタリング 1,376単位/回

# 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容

令和3年2月4日

## 医療的ケア児者に対する支援の充実（全体像）

### ■ 看護職員の配置に関する改定項目

	サービス名	項目	改定概要
障害児	児童発達支援 放課後等デイサービス	<b>新</b> 基本報酬の新設 (一般事業所)	いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコアを用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。医療濃度に応じ、「3：1（新スコア15点以下の児）」「2：1（新スコア16～31点の児）」又は「1：1（新スコア32点以上の児）」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合に必要な額を手当て。
		<b>改</b> 看護職員加配加算の要件緩和（重心事業所）	看護職員加配加算の要件を、「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直し。
		<b>改</b> 看護職員の基準人員への算入	看護職員(※)について、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に含めることを可能とする。 (※医療的ケア児の基本報酬又は看護職員加配加算の対象としている場合を除く)
	福祉型障害児入所施設	<b>改</b> 看護職員配置加算の要件緩和	(障害児通所支援と同様に) 看護職員加配加算の要件を「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直し。
障害者	生活介護	<b>新</b> 常勤看護職員等加配加算(Ⅲ)	常勤換算で看護職員を3人以上配置し、新判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を2名以上受け入れている事業所を評価する区分を創設。
共通	サービス共通（短期入所・重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス）	医療連携体制加算 <b>改</b> 一部 <b>新</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来、看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、<b>医療的ケアの単価を充実</b>させ、非医療的ケア（健康観察等）の単価を適正化。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。</li> <li>通常は看護師配置がない<b>福祉型短期入所</b>でも、<b>高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価(8時間以上2000単位)を創設。</b></li> </ul>

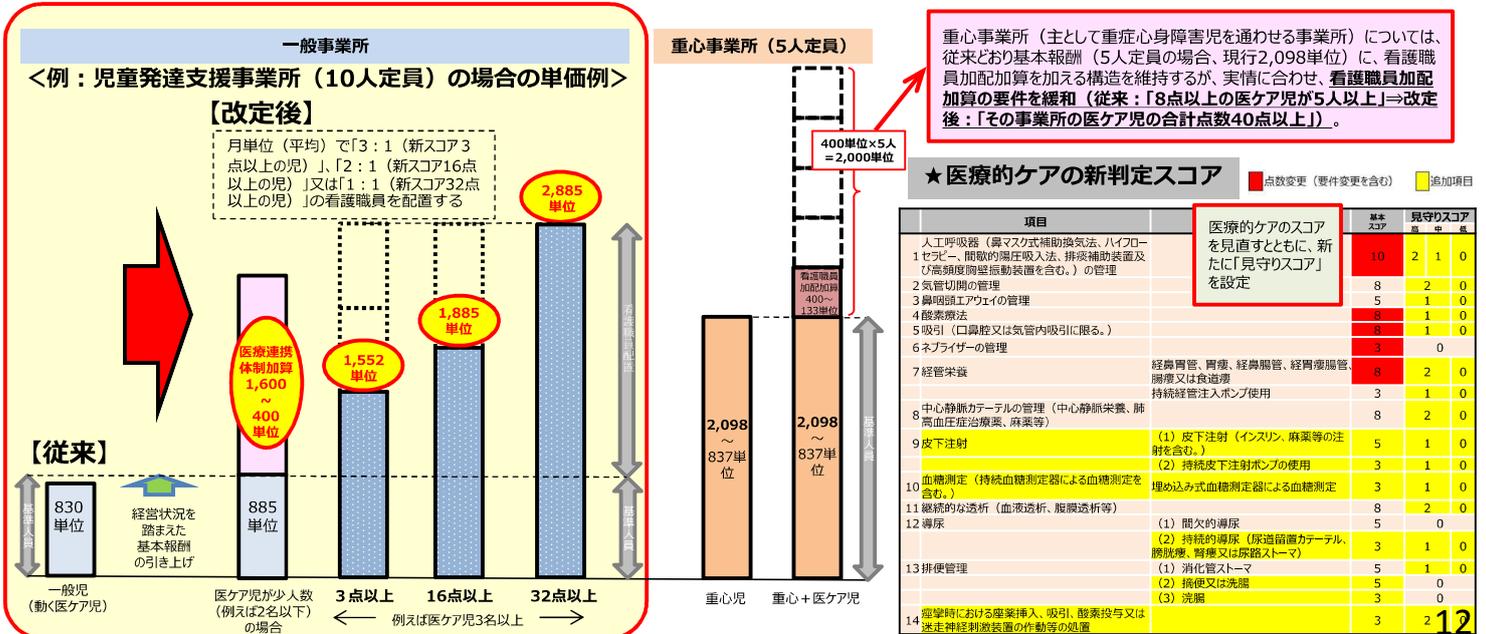
### ■ 看護職員の配置以外の改定項目（再掲：詳細は各サービスの改定資料を参照）

	サービス名	項目	改定概要
障害児者	医療型短期入所	<b>改</b> 対象者要件	新たに、医療的ケア(新スコア16点以上)を必要とする障害児や、高度な医療的ケアが必要で強度行動障害により常時介護を必要とする障害者等を対象とする。
		<b>改</b> 特別重度支援加算	いわゆる「動ける医ケア児」に対応できるよう「運動機能が座位まで」の要件を削除した上で、医療度の高い者の評価を引き上げる。
障害者	共同生活援助	<b>新</b> 医療的ケア対応支援加算	医療的ケアが必要な者に対する支援を評価する加算を創設する。

# 医療的ケア児の基本報酬の創設（障害児通所支援）

## ■ 基本的な考え方

- 従来は、障害児通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）の基本報酬において、医療的ケア児を直接評価しておらず、一般児と同じ報酬単価であったため、受入れの裾野が十分に広がってこなかった。
- **今回改定においては、いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコア（右下欄★）を用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。**  
基本報酬においては、医療濃度に応じ、「3：1（新スコア3点以上の児）」、「2：1（新スコア16点以上の児）」又は「1：1（新スコア32点以上の児）」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合は必要な額を手当て。
- また、**1事業所当たりごく少人数の医ケア児の場合（基本報酬では採算が取りづらい）であっても幅広い事業所で受入れが進むよう「医療連携体制加算」の単価を大幅に拡充。**（※従来の看護職員加配加算を改組）
- ※ さらに、従来、NICU等から退院直後の乳児期は、自治体において障害児としての判定が難しいために障害福祉サービスの支給決定が得られにくいという課題があることから、**新たな判定スコアを用いた医師の判断を活用することにより、新生児から円滑に障害福祉サービスの支給決定が得られるよう運用改善を行う。**



重心事業所（主として重症心身障害児を通わせる事業所）については、従来どおり基本報酬（5人定員の場合、現行2,098単位）に、看護職員加配加算を加える構造を維持するが、実情に合わせ、**看護職員加配加算の要件を緩和（従来：「8点以上の医ケア児が5人以上」⇒改定後：「その事業所の医ケア児の合計点数40点以上」）。**

# 主に重症心身障害児を通わせる事業所の報酬例

## 用語説明

基本報酬	児童を受け入れた場合に算定される1人・1日当たりの報酬です。
単位数	報酬は単位数で表されます。単位数に地域ごとに異なる単価を乗じ金額に換算します。
加算	従業者を加配したり、特別な支援等を行った場合に加算となる報酬です。従業者の加配など事業所の体制に応じて加算されるものについては、利用者全員に加算されます。特別な支援を行う場合は、支援を受けた利用者のみ加算されます。

- ・9:00～12時まで 児童発達支援 定員5
  - ・13:00～18:00まで 放課後等デイサービス 定員5 の多機能型
  - ・週5日営業(平日4日 休日1日 月20日営業として計算)
  - ・利用率6割
- 以上の条件で報酬を計算

## 基本報酬

	単位数	定員数	営業日数	地域単価	利用率		
児童発達支援	2,098 単位	× 5 人	× 20 日	× 10.46 円	× 0.6	=	1,316,705 月額
放課後等デイサービス(授業終了後)	1,756 単位	× 5 人	× 16 日	× 10.46 円	× 0.6	=	881,652 月額
放課後等デイサービス(休日)	2,038 単位	× 5 人	× 4 日	× 10.46 円	× 0.6	=	255,809 月額
計							2,454,166 月額

上記に加え、体制状況に応じ加算があります。

加算(主なものみ抜粋)

加算名	単位数	算定回数	加算区分
児童指導員等加配加算	180単位～374単位(加配職員によって変動)	1日につき1回 (1利用者あたり)	体制
専門的支援加算	180単位～375単位(加配職員によって変動)	1日につき1回 (1利用者あたり)	体制
看護職員加配加算	400単位又は800単位 (加配人数及び医ケア児スコアによって変動)	1日につき1回 (1利用者あたり)	体制
家庭連携加算	187単位又は280単位 (月4回まで。支援時間で変動)	1日につき1回 (1利用者あたり)	支援
事業所内相談支援加算	100単位又は80単位 (月1回まで。個別・グループで変動)	1日につき1回 (1利用者あたり)	支援
利用者負担上限額管理加算	150単位	月1回 (1利用者あたり)	支援
福祉専門職員配置等加算	6単位～15単位	1日につき1回 (1利用者あたり)	体制
欠席時対応加算	94単位(月4回まで。稼働率8割未満の場合は月8回まで)	1日につき1回 (1利用者あたり)	支援
特別支援加算(心理指導担当・国リハ視覚障害)	54単位	1日につき1回 (1利用者あたり)	支援
送迎加算(重度)	37単位	片道につき1回 (1利用者あたり)	支援
関係機関連携加算	200単位(月1回まで)	1日につき1回 (1利用者あたり)	支援
処遇改善加算	基本報酬の3.3%～8.4%(事業、賃金改善の取り組み方で変動)	月1回 (1事業所あたり)	体制
特定処遇改善加算	基本報酬の1.0%～1.3%(賃金改善の取り組み方で変動)	月1回 (1事業所あたり)	体制